

土木交通委員会 陳 情 一 覧

平成29年2月14日 (火)

○緑政土木局関係

(新規分)

平成28年陳情第24号 瑞穂区の弥富通3丁目交差点に、スクランブル方式の歩車分離式交差点を設置するか、または、既存の横断歩道橋をエレベーターつきの横断歩道橋へ改修することを求める件

モモオク

瑞穂区の弥富通3丁目交差点に、スクランブル方式の歩車分離式交差点を設置するか、または、既存の横断歩道橋をエレベーター付きの横断歩道橋へ改修することを求める件

陳情者 瑞穂区丸根町1丁目10番地
西中根町内会
会長 片山 守

要 旨

瑞穂区の弥富通3丁目交差点には、横断歩道橋があるが、社会的弱者には、この横断歩道橋が渡れない。向かい側の歩道に行くには、直接横断できれば数十秒のところ、北や東西に隣接する信号交差点を通る場合には、10分～20分かけて迂回せねばならず、大幅な時間と体力を要することになる。横断歩道橋を渡れない社会的弱者は、路線バスの利用時には、最寄りの弥富通三丁目での乗降を諦め、弥富通二丁目か弥富通四丁目のバス停を利用することを余儀なくされている。

現在、瑞穂区の弥富通3丁目交差点には、自転車横断帯が設けられているが、横断歩道橋を渡れない社会的弱者は、自転車利用者以下の扱いを受けていると言わざるを得ない。今後、社会的弱者が増加することも予想される中で、このような差別的な状態を続けていくことを容認することはできない。

ついては、次の事項の実現をお願いする。

- 1 車椅子利用者、歩行障害のある者、高齢者などの社会的弱者の差別状態を解消するために、瑞穂区の弥富通3丁目交差点に、スクランブル方式の歩車分離式交差点を設置するか、または、既存の横断歩道橋をエレベーター付きの横断歩道橋へ改修すること。